

第1章 離職者訓練における職業能力評価に関する調査研究について

第1章 離職者訓練における職業能力評価に関する調査研究について

第1節 調査研究の概要

急速に変化する社会経済情勢に伴う人材ニーズの変化や多様化に対応した職業訓練を実施していくためには、人材ニーズに応じた訓練分野の特定、訓練カリキュラムの設定、効率的な訓練の準備、訓練進捗状況のチェック、訓練効果の客観的な評価といった訓練の実施プロセスを明確にするとともに、常に評価、見直しを行うようなサイクルシステムが必要である。

この中でも特に、国のセーフティネットとして短期間の職業訓練で雇用の安定につながる就職を可能とする離職者訓練においては、訓練により習得した職業能力を客観的かつ公正に評価し、就職支援となる証明の仕組みを構築することが重要である。

そこで、離職者訓練の品質の向上、受講者の就職促進等に資するため、離職者訓練における職業能力評価の仕組みを明確にすることを目的として、職業訓練により習得した職業能力を評価するためのシステムを開発することとした。

研究を進めるにあたり、外部から招聘した方々を委員として構成した検討部会を開催し、離職者訓練における技能・技術及び知識（以下「技能等」という）の職業能力評価に焦点をあてて離職者訓練における職業能力評価の仕組みを検討し、取りまとめを行うこととした。

また、能開機構の職業訓練指導員を委員として構成した訓練課題作成部会において、能開機構で実施している離職者訓練（システム・ユニット訓練）をモデルとした訓練課題（実技及び学科）を作成することとした。

本報告書では、離職者訓練における職業能力評価の仕組みを提示するとともに、訓練課題の一部を紹介する。

第2節 職業能力評価の実施状況

職業能力に関係する評価として実施されている試験等の仕組みとして、職業能力開発促進法により長期間の訓練課程の公共職業訓練を受ける者に対して行うと定められている「技能照査」、また、個人が有する専門的な技能等を認定する「国家資格^{※1}」、「公的資格^{※2}」、「民間資格^{※3}」などの試験が数多くある。

各種試験において、有資格者でなければ業務に携わることのできない資格取得の試験もあるが、個人の有する技能等を評価する試験は多い。

※1 法律に基づき国や国から委託を受けた機関が試験を実施し、国が認定する資格

※2 公益法人や民間団体が試験を実施し、主に省庁が認定する資格

※3 企業や民間団体が独自に審査基準を設けて任意に認定する資格

特に技能等を評価する試験として代表的な「技能検定」は、職業能力開発促進法に基づいて行われる国家検定制度で、労働者の有する技能等を一定の基準によって検定し、労働者の技能等と地位の向上を図り、産業の発展に寄与しようとするものである。技能検定に合格した人は技能士と称され、企業によっては技能給の判断とされるなど、専門的な技能等の能力を評価され認められている。

そのような数多い試験の中で、特に離職者を対象とした職業訓練の特徴や特異性を考慮した場合、現在ある資格試験のみでは技能等を評価することが難しい。そこで、今回の研究において新たな仕組として検討する必要があると考えた。

第3節 公共職業訓練の実施状況

公共職業訓練では、能開機構及び都道府県等が表1-1のとおり、公共職業能力開発施設を設置・運営し、表1-2に示した「離職者訓練」、「在職者訓練」、「学卒者訓練」を行っている。

2006（平成18）年度においては、図1-1のとおり、離職者に17万人、在職者に14万人、学卒者に3万人の公共職業訓練が実施された。

また、公共職業能力開発施設における能力開発に加え、専修学校、大学・大学院、NPO法人、求人企業等の民間教育訓練機関等において、委託訓練が実施されており、2006年度には、離職者17万人のうち12万人に対して委託訓練が実施された。

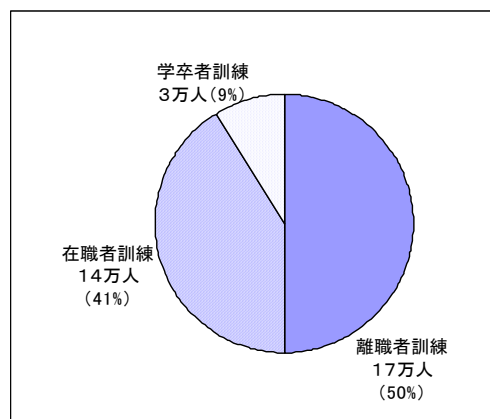


図1-1 平成18年度公共職業訓練実施状況

表1-1 公共職業能力開発施設等の概要

区分	概要	設置主体	施設数
職業能力開発校	離転職者、在職者、学卒者等に対する職業訓練を総合的に実施する施設です。	都道府県 市町村	184 1
職業能力開発短期大学校	高等学校卒業者、在職者等に対し、高度な職業訓練を実施する施設です。	(独)雇用・能力開発機構 都道府県	1 9
職業能力開発大学校	高等学校卒業者、在職者等に対し、先導的・中核的な高度職業訓練を実施する施設です。	(独)雇用・能力開発機構	10
職業能力開発促進センター	離転職者及び在職者に対する短期の職業訓練を実施する施設です。	(独)雇用・能力開発機構	62
障害者職業能力開発校	障害者に対する職業訓練を専門的に実施する施設です。	国 都道府県	13 6
合計			286

(「平成18年度版 応援します 能力開発」厚生労働省職業能力開発局
<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/nouryoku/jinzai/ouen1.htm>)

表1-2 公共職業訓練

公共職業訓練	対象者	概要
離職者訓練	求職者 (離職者)	職業に必要な技能及び知識を習得させることによって再就職を容易にするための訓練
在職者訓練	在職中の労働者	技術革新、産業構造の変化等に対応する高度な技能及び知識を習得するための訓練
学卒者訓練	中学・高等学校 の卒業者等	若年技能労働者の育成を図るため、職業に必要な技能及び知識を身につけさせるための比較的長期間の訓練

(参考:平成19年度版 厚生労働白書 <http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/07/dl/0204.pdf>)

第4節 離職者訓練の実施状況

表1-3のとおり平成17年度の公共職業訓練実施状況をみると、離職者訓練の施設内訓練では、能開機構が約4万人、都道府県が約1万5千人の職業訓練を実施している。図1-2のとおり、離職者訓練における施設内訓練の実施割合は、能開機構が約7割を占めている。

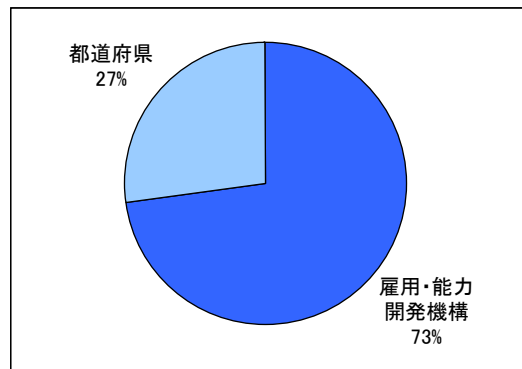


図1-2 離職者訓練における施設内訓練の実施状況

表1-3 平成17年度 公共職業訓練実施状況

	合計		雇用・能力開発機構		都道府県	
	受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率
離職者訓練	187,093	—	144,563	—	42,530	—
うち施設内	54,801	78.0%	39,842	79.9%	14,959	73.1%
うち委託	132,292	65.1%	104,721	66.0%	27,571	61.7%
在職者訓練	170,662	—	112,077	—	58,585	—
学卒者訓練	23,519	93.8%	7,718	98.5%	15,801	92.4%
合計	381,274	—	264,358	—	116,916	—

注1 離職者訓練の就職率(1ヶ月以下のコースは除く)については、訓練修了3ヶ月後の就職状況

注2 委託訓練には、委託訓練活用型デュアルが含まれる。

注3 学卒者訓練の就職率には専門課程・普通課程活用型デュアルが含まれず、訓練修了1ヶ月後の就職状況を算定

注4 障害者訓練は除いている。

注5 離職者訓練の受講者数は「入校者数」であり、1ヶ月以下のコースも含む。

注6 学卒者訓練受講者数は「当該年度入校者+前年度繰越者」であり普通・専門課程活用型デュアルシステムが含まれる。

注7 定例業務統計報告調べ

(平成19年3月28日 第36回労働政策審議会職業能力開発分科会 配布資料3-3 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/03/s0328-9.html>)

